



県 章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次 (*については県法規集登載事項)

○ 規則

- *37 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
(子ども未来課)
- *38 児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則
(")
- *39 和歌山県観光審議会規則の一部を改正する規則
(観光振興課)
- *40 和歌山県卸売市場審議会規則の一部を改正する規則
(果樹園芸課)

○ 訓令

- *30 和歌山県子ども・障害者相談センターに勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
(子ども未来課)
- *31 和歌山県仙渓学園に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
(")
- *32 和歌山県畜産試験場及び和歌山県養鶏試験場に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
(農林水産総務課)
- *33 和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令
(労働委員会)

規 則

和歌山県規則第37号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和62年和歌山県規則第83号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「担当吏員」を「担当職員」に改める。

別記第20号様式及び別記第20号様式の2中「和歌山県」を「和歌山県知事」に、「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第38号

児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証

票の様式を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証票の様式を定める規則(平成13年和歌山県規則第64号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式

(表)

証 票

第 号

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第9条第1項の規定による児童委員
児童の福祉に関する事務に従事する職員 であることを証明する。

年 月 日

和歌山県知事

印

54

85

(mm)

(裏)

児童虐待の防止等に関する法律(抜粋)

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第62条第5号の規定を適用する。

児童福祉法(抜粋)

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(4) 略

(5) 正当の理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者

(6)以下 略

和歌山県報 号外 (13)

平成19年3月30日(金曜日)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第39号

和歌山県観光審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県観光審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県観光審議会規則（昭和41年和歌山県規則第140号）の一部を次のように改正する。

第8条中「和歌山県商工労働部」を「商工観光労働部」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第40号

和歌山県卸売市場審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県卸売市場審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県卸売市場審議会規則（昭和47年和歌山県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第4条中「農林水産部農業生産局果樹園芸課」を「農林水産部農林水産政策局食品流通課」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第30号

福社保健部

和歌山県子ども・障害者相談センター

和歌山県子ども・障害者相談センターに勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県子ども・障害者相談センターに勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県子ども・障害者相談センターに勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程（平成7年和歌山県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第2項」を「第3条第5項」に改める。

第2条第1項第2号中「午後0時15分から午後1時まで」を

「午後零時から午後零時45分まで」に改め、同項第3号を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第31号

福祉保健部

和歌山県立仙溪学園

和歌山県立仙溪学園に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県立仙溪学園に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立仙溪学園に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程（平成8年和歌山県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第2項」を「第3条第5項」に改める。

第2条第1項第2号中「午後0時15分から午後1時まで」を「午後零時から午後零時45分まで」に改め、同項第3号を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第32号

農林水産部

和歌山県農林水産総合技術センター畜産試験場

和歌山県農林水産総合技術センター養鶏研究所

和歌山県畜産試験場及び和歌山県養鶏試験場に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県畜産試験場及び和歌山県養鶏試験場に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県畜産試験場及び和歌山県養鶏試験場に勤務する職員の勤務時間に関する規程（昭和41年和歌山県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める

和歌山県農林水産総合技術センター畜産試験場及び和歌山県農林水産総合技術センター畜産試験場養鶏研究所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程

第1条中「第3条第2項」を「第3条第5項」に、「和歌山県畜産試験場及び和歌山県養鶏試験場」を「和歌山県農林

水産総合技術センター畜産試験場（以下「畜産試験場」という。）及び和歌山県農林水産総合技術センター畜産試験場養鶏研究所（以下「養鶏研究所」という。）」に、「勤務時間」を「勤務時間等」に改める。

第2条第1項中「職員」を「畜産試験場に勤務する職員」に改め、同項第2号中「午後零時15分から午後1時まで」を「午後零時から午後零時45分まで」に改め、同項第3号を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「和歌山県畜産試験場長及び和歌山県養鶏試験場長」を「和歌山県農林水産総合技術センター畜産試験場長及び和歌山県農林水産総合技術センター畜産試験場養鶏研究所長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 養鶏研究所に勤務する職員の勤務時間については、週休日を除き次の各号に定めるところによる。

(1) 勤務時間は、休憩時間を除き毎日午前9時から午後5時45分までとする。

(2) 休憩時間は、午後零時から午後零時45分までとする。

第3条中「第2条第1項」を「第2条第1項又は第2項」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第33号

府中一般

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程（昭和63年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第2条総務課の項第8号中「あっせん」を「相談及びあっせん」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。